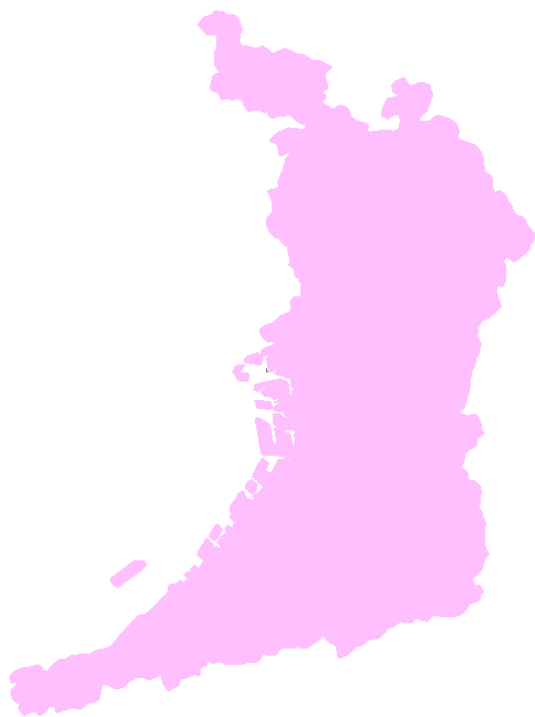


がん患者のための
地域の療養情報



大阪
Osaka

《目次》

大阪府のがん医療について	2
大阪府内のがん診療拠点病院一覧	4
大阪府内のがん相談支援センター一覧	10
医療費・経済的な問題について	13
がんと仕事	22
自宅で療養するには	27
緩和ケアについて	36
セカンドオピニオンを受けたいとき	42
インターネットで情報を探す	45
患者会や患者サロンについて	51

大阪府のがん医療について

大阪府においては、国と同様、がんが死亡原因の第 1 位です。しかし、がんは早期発見、早期治療により生存率が向上することが、がんに関する統計によってわかっています。大阪府では、府民ががんにかからないようにすること、がんを早期に見つけて適切な治療に結び付けていくことを重点的に取り組む課題として「大阪府がん対策推進計画」を策定しました。

「大阪府がん対策推進計画」は、すべての府民が適切ながん治療を受けられるような体制を整えていくために考えられた計画で、「がん患者を含めた府民の視点に立ったがん対策の実施」と「重点的に取り組む課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施」を基本方針として掲げ、重点的に取り組む課題として ①がん予防の推進 ②がんの早期発見 ③がん医療の充実の 3 本柱のもと、様々な取り組みを行い施策を推進しています。

平成 24 年 2 月現在、大阪府には 1 ヲ所の「都道府県がん診療連携拠点病院*」、13 ヲ所の「地域がん診療連携拠点病院*」と 43 ヲ所の「大阪府がん診療拠点病院**」があります(図)。

これらの病院が中心となって各地域の医療機関における診療連携体制ができることで、どの地域に住んでいても適切ながん医療を受けられるような体制づくりを目指しています。

* がん診療連携拠点病院とは、全国どこでも質の高いがん医療が受けられるようにするために、都道府県の推薦を経て厚生労働大臣が指定した病院です。都道府県ごとに1ヵ所置かれる都道府県がん診療連携拠点病院と地域（二次医療圏）ごとに設置された地域がん診療連携拠点病院があります。

** これら国が指定するがん診療連携拠点病院に加え、大阪府内には、多くのがん治療実績を持つ医療機関が多数存在し、地域におけるがん診療の提供にあたり、必要不可欠な存在となっています。がん医療の推進のため、大阪府では府が定める要件を備えた医療機関を「大阪府がん診療拠点病院」として指定しました。これらの拠点病院では集学的治療（手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた治療法）の提供を行うとともに緩和ケアの充実、在宅医療の支援、がん患者・家族等に対する相談支援窓口を備えるなどがん医療の充実に努めています。



大阪府内のがん診療拠点病院一覧

◆国指定のがん診療連携拠点病院

☆ 都道府県がん診療連携拠点病院 (1ヵ所)

大阪府立成人病センター (大阪市東成区)

◎ 地域がん診療連携拠点病院 (13ヵ所)

豊能圏域

(豊中市、吹田市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)

- ・市立豊中病院 (豊中市)
- ・大阪大学医学部附属病院 (吹田市)

三島圏域

(高槻市、茨木市、摂津市、島本町)

- ・大阪医科大学附属病院 (高槻市)

北河内圏域

(枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市、交野市)

- ・関西医科大学附属枚方病院 (枚方市)

中河内圏域

(東大阪市、八尾市、柏原市)

- ・東大阪市立総合病院 (東大阪市)

南河内圏域

(藤井寺市、羽曳野市、松原市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)

- ・近畿大学医学部附属病院 (大阪狭山市)
- ・国立病院機構 大阪南医療センター (河内長野市)

堺市圏域（堺市）

- ・大阪労災病院（北区）

泉州圏域

（和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）

- ・市立岸和田市民病院（岸和田市）

大阪市圏域（大阪市）

- ・大阪市立総合医療センター（都島区）
- ・国立病院機構 大阪医療センター（中央区）
- ・大阪赤十字病院（天王寺区）
- ・大阪市立大学医学部附属病院（阿倍野区）

◆府指定のがん診療拠点病院

○ 大阪府がん診療拠点病院（43カ所）

豊能圏域

（豊中市、吹田市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）

- ・市立池田病院（池田市）
- ・市立吹田市民病院（吹田市）
- ・済生会吹田病院（吹田市）
- ・済生会千里病院（吹田市）
- ・箕面市立病院（箕面市）

三島圏域

（高槻市、茨木市、摂津市、島本町）

- ・愛仁会高槻病院（高槻市）
- ・高槻赤十字病院（高槻市）
- ・北摂総合病院（高槻市）

北河内圏域

(枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市、交野市)

- ・ 松下記念病院 (守口市)
- ・ 星ヶ丘厚生年金病院 (枚方市)

中河内圏域

(東大阪市、八尾市、柏原市)

- ・ 八尾市立病院 (八尾市)
- ・ 八尾徳洲会総合病院 (八尾市)
- ・ 若草第一病院 (東大阪市)

南河内圏域

(藤井寺市、羽曳野市、松原市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市
太子町、河南町、千早赤阪村)

- ・ 済生会富田林病院 (富田林市)

堺市圏域 (堺市)

- ・ 市立堺病院 (堺区)
- ・ ベルランド総合病院 (中区)

泉州圏域

(和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、
阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町)

- ・ 府中病院 (和泉市)
- ・ 泉大津市立病院 (泉大津市)
- ・ りんくう総合医療センター (泉佐野市)
- ・ 和泉市立病院 (和泉市)
- ・ 市立貝塚病院 (貝塚市)
- ・ 岸和田徳州会病院 (岸和田市)

大阪市圏域（大阪市）

- ・淀川キリスト教病院（東淀川区）
- ・愛仁会千船病院（西淀川区）
- ・済生会中津病院（北区）
- ・北野病院（北区）
- ・済生会野江病院（城東区）
- ・関西電力病院（福島区）
- ・大阪厚生年金病院（福島区）
- ・住友病院（北区）
- ・大手前病院（中央区）
- ・日生病院（西区）
- ・多根総合病院（西区）
- ・大阪警察病院（天王寺区）
- ・NTT西日本大阪病院（天王寺区）
- ・大阪府立急性期・総合医療センター（住吉区）
- ・南大阪病院（住之江区）
- ・大阪鉄道病院（阿倍野区）
- ・東住吉森本病院（東住吉区）

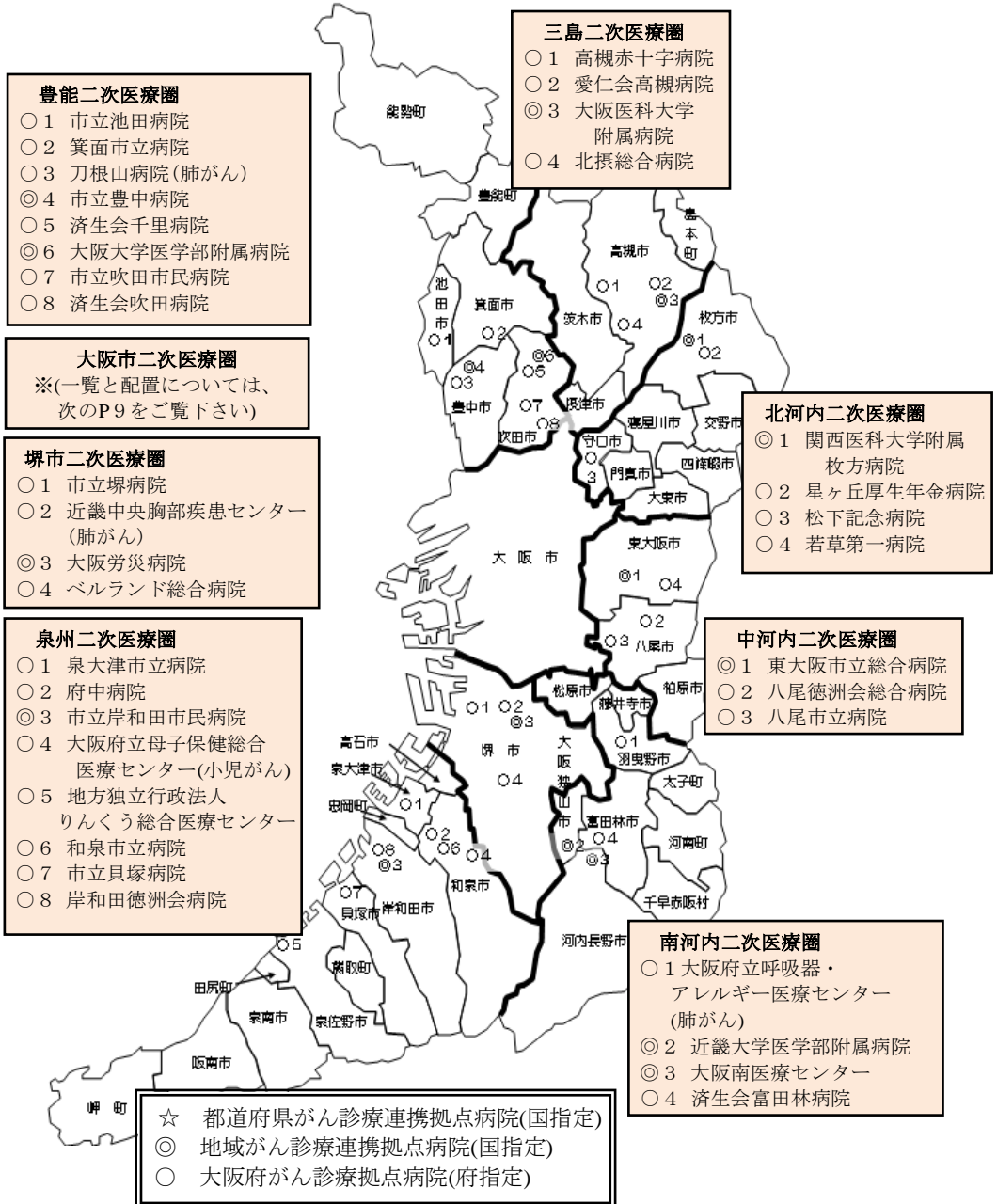
大阪府がん診療拠点病院（肺がん指定）

- ・刀根山病院（豊中市）
- ・大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター（羽曳野市）
- ・近畿中央胸部疾患センター（堺市北区）

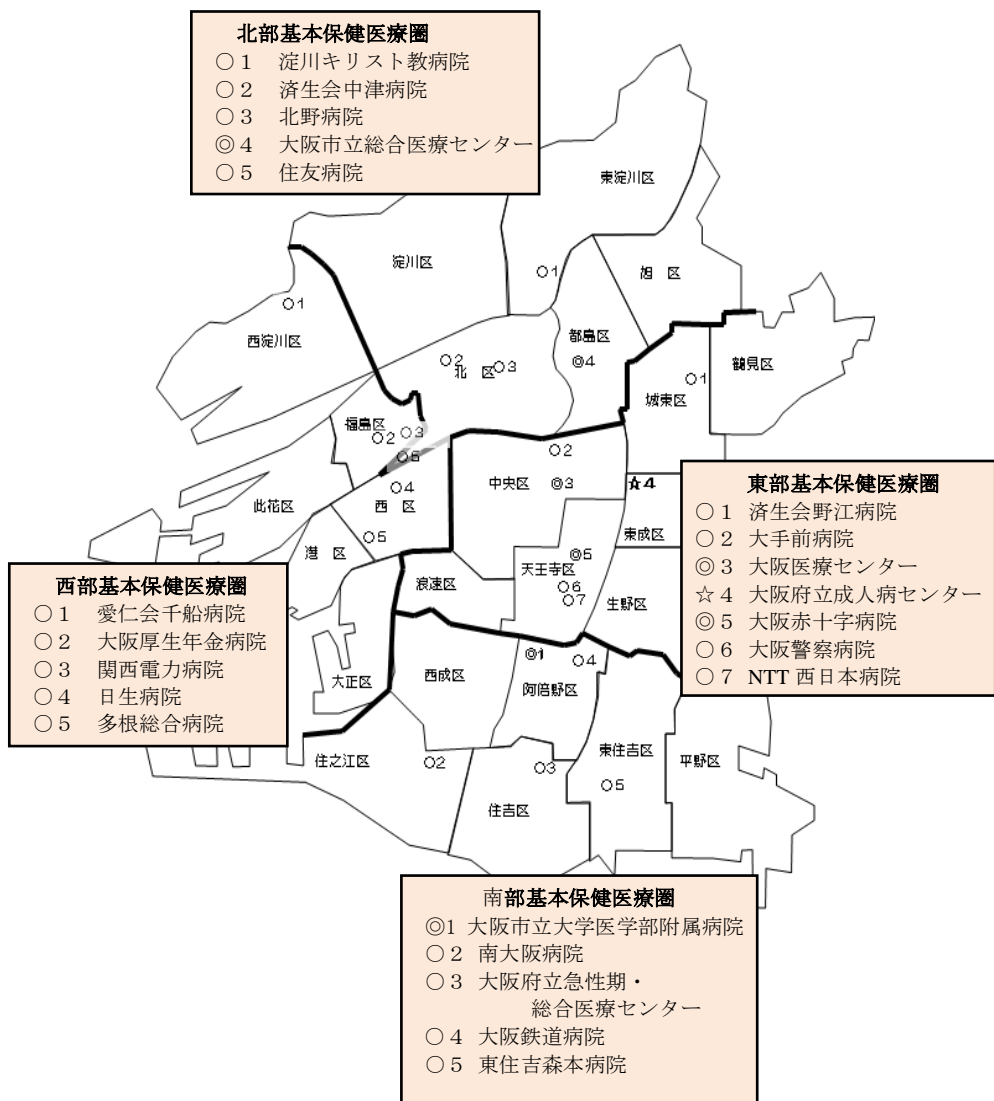
大阪府がん診療拠点病院（小児がん指定）

- ・大阪府立母子保健総合医療センター（和泉市）

大阪府のがん診療拠点病院配置図



大阪市二次医療圏 がん診療拠点病院配置図



大阪府内のがん相談支援センター一覧

国が指定するがん診療連携拠点病院には、がん患者さんやご家族等のがんに対する不安や疑問に適切に対応するための窓口として、相談支援センターが設置されています。

看護師や医療ソーシャルワーカーなどの専門相談員が、電話や面接などにより相談に対応しているほか、がんに関する情報を掲載したパンフレットなどを取り揃え、情報提供を行っています。その病院に受診していなくても、無料で相談できる窓口です。相談支援センターで相談された内容が、ご本人の了解なしに、患者さんの担当医や他の方に伝わることはありませんので、どうぞ安心してご相談下さい。

国指定の がん診療連携拠点病院 相談支援センターの名称	対応曜日・時間	相談方法
大阪府立成人病センター 「がん相談支援センター」	(月)～(金) 9:00～17:00	面談：要予約 電話：06-6972-1123 (直)
市立豊中病院 「がん相談支援センター」	(月)～(金) 9:00～16:30	面談：予約不要 電話：06-6843-0101 (代) FAX：06-6858-3602 電子メール： gan-shien@chp.toyonaka.osaka.jp

大阪大学医学部附属病院 「がん相談支援室」	面談は水曜のみ 14：00～16：00 *電話相談は 月・水・金のみ 9：00～12：00	面談：予約不要 電話：06-6879-5320（直） FAX：06-6879-5315
大阪医科大学附属病院 「がん相談支援センター」	（月）～（金） 9：00～16：00 第1・3・5（土） 9：00～12：00	面談：要予約 電話：072-684-6237（直） FAX:072-684-6339
関西医科大学附属枚方病院 「がん相談支援窓口」	（月）～（金） 10：00～16：00 第1・3・5（土） 10：00～12：00	面談：要予約 （問合せ：072-804-2985）
東大阪市立総合病院 「がん相談支援センター」	（月）～（金） 9：00～16：00	面談：要予約 電話：06-6783-3466（直）
近畿大学医学部附属病院 「がん相談支援センター」	（月）～（金） 10：00～16：00	面談：予約不要 電話：072-366-7096（直）
大阪南医療センター 「がん相談支援室」	（月）～（金） 9：00～16：00	面談：要予約 電話：0721-53-5761（代）
大阪労災病院 「なんでも相談室」	（月）～（金） 8：15～17：00	面談：予約不要 *がん相談のみ要予約 電話：072-252-3561（代）
市立岸和田市民病院 「がん相談室」	（月）～（金） 9：00～15：00	面談：予約不要 電話：072-445-1000（代） FAX：072-441-8810 電子メール： info@kishiwada-hospital.com

大阪市立総合医療センター 「医療相談窓口」	(月)～(金) 9:00～17:00	面談：予約不要 電話：06-6929-1221 (代)
大阪医療センター 「がん相談支援室」	(月)～(金) 10:00～16:00	面談：要予約 電話：06-6942-1331 (代)
大阪赤十字病院 「がん相談支援センター」	(月)～(金) 8:30～17:00	面談：要予約 電話：06-6774-5192 (直) FAX：06-6774-5126 電子メール： syakaika@osaka-med.jrc.or.jp
大阪市立大学医学部 附属病院 「がん相談支援センター」	(月)～(金) 9:00～16:30	面談：要予約 電話：06-6645-2857 (直) FAX：06-6636-3539 電子メール： gansoudan@med.osaka-cu.ac.jp

*この他、府指定のがん診療拠点病院においても、がん患者さんやご家族等に対する相談支援やがん医療情報の提供に積極的に取り組んでおります。まずは、お近くのがん拠点病院の相談窓口にご相談下さい。

医療費・経済的な問題について

◆高額療養費制度

【制度の概要】

1 ヶ月で医療機関に支払った医療費の額が一定の自己負担限度額を超えたとき、その超えた額が 3, 4 ヶ月後に高額療養費として払い戻されます。ただし、入院時の食事代や差額ベッド代は対象になりません。自己負担限度額は、年齢や所得、加入している医療保険によって異なります。

【対象者（70才未満の方の場合）】

所得区分	自己負担限度額（3回目まで）
上位所得世帯	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1%
一般世帯	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%
住民税非課税世帯	35,400円

- 月別、入院・外来（在宅医療を含む）別、医療機関別に計算します。そのうち、21,000円以上のものを合計し、合計額が自己負担限度額を超えていた場合、超えた額について払い戻されます。
- 12ヶ月以内に3回以上限度額を支払った場合、4回目以降の限度額は軽減されます。
- 入院の場合、加入している健康保険に「高額療養費限度額適用認定証」を交付してもらい、入院時に医療機関の窓口で提示すると、限度額のみを支払いで済みます。

【高額療養費払戻し申請手続の流れ】

① 加入している健康保険の窓口で連絡し、申請書をもらう。



② 申請書に、領収書のコピーを添付し、健康保険の窓口で申請する。



③ 3、4ヶ月後に健康保険から高額療養費が払い戻される。

【対象者（70才以上の方の場合）】

負担割合・区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者 (3割負担)		44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【4回目以降44,400円】
一般(1割負担)		12,000円	44,400円
住民税非課税 世帯(1割負担)	区分2	8,000円	24,600円
	区分1	8,000円	15,000円

- 入院の場合、保険証、高齢受給者証を提示することで、限度額のみを支払いで済みます。
また、非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すれば区分1・2のみを支払いで済みます。
- 外来の場合、医療費を支払った後、限度額を超えたときは、お住まいの市町村や加入している保険により払い戻し手続きが必要です。

【高額療養費受療委任払制度・高額療養費貸付制度】

高額療養費の払い戻しは3、4ヶ月後になりますが、健康保険によっては、外来医療費についても自己負担限度額のみを支払いでよい制度や、高額療養費を無利子で貸付する制度があります。

◆小児慢性特定疾患医療費助成制度

【制度の概要】

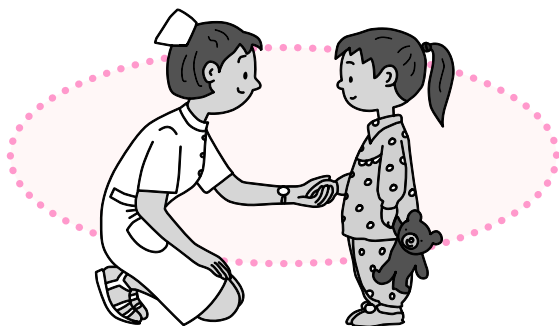
がんを含む小児慢性特定疾患の医療費（健康保険の自己負担額）について、公費負担します。生計中心者の所得税額によって、入院・通院ごとに自己負担限度額が決められます。

【対象者】

大阪府に住む18才未満の児童。ただし承認を受けている場合は20才まで延長できます。

【申請手続き】

児童の保護者が、申請書、小児慢性特定疾患医療意見書（医療機関の主治医が記入）を住所地の保健所に提出し、申請してください。



◆ 所得税の医療費控除

【制度の概要】

本人または家族（生計を一とする親族）が、1年間（1月1日～12月31日）に10万円を超える医療費を支払った場合、申告をすれば税金が返ってきます。

【医療費控除の対象額の計算】



＝ 医療費控除対象額（最高200万円）

【対象となる医療費】

● 助成の対象となる費用

- ① 医師または歯科医師による診察費、治療費
- ② あんま・マッサージ、鍼灸師等による施術代
- ③ 治療または療養に必要な医薬品の購入費
- ④ 入院に伴う費用や在宅療養の費用
- ⑤ 医療用器具の購入費
- ⑥ 診察を受けるための通院費（公共交通機関の交通費など）
- ⑦ 義手・義足・松葉杖・義歯の購入費 等

【保険金などで補てんされる金額】

生命保険契約で支給される入院費給付金、健康保険で支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などです。

【申請の手続き】

申請窓口：お住まいの所轄税務署

◆ 傷病手当金

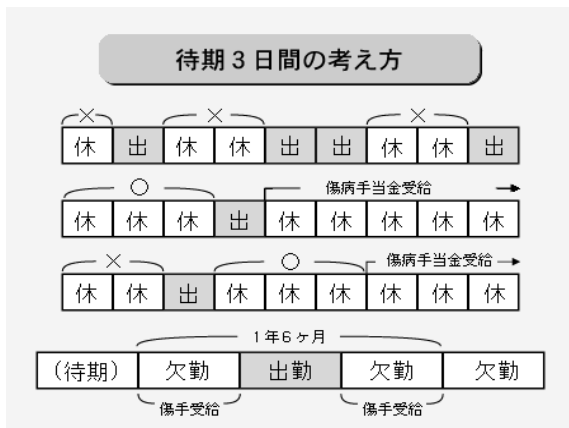
【制度の概要】

傷病手当金は、会社員、公務員など被用者保険に加入している人について、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度です。病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に傷病手当金が支給されます。

【助成の内容】

傷病手当金は、病気やけがのために会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。支給期間は、支給開始日から1年6ヶ月です。ただし以下の場合には支給内容が変わります。

- 休んだ期間の報酬支給を受けた場合
- 老齢退職年金や障がい（基礎）年金の受給者



以上の場合、支給額が傷病手当金より多い場合、傷病手当金は支給されません。傷病手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。

【申請窓口】

加入する医療保険の保険者へお問い合わせください。

◆障がい年金

【制度の概要】

病気やけがが原因で生活や仕事に支障をきたしたとき、障がい給付として生活を保障するために年金が支給される制度です。給付を受ける時の障がいの等級は、重い方から1、2、3級となっています。

がんの方の場合、各人の状況によって総合的に判断されますが、喉頭摘出や人工肛門の造設を受けた場合など、さまざまな状態の方が給付の対象になります。がんの治療によって全身が衰弱した状態や、日常生活や仕事に制限を受ける状態になった方なども対象となります。年金の障がい等級は、身体障がい者手帳の等級とは異なり手続きも別に行う必要があります。

【給付内容】

初診日に国民年金に加入していた方は、障がい基礎年金が支給され、厚生年金か共済年金に加入していた方は、障がい基礎年金に加え、障がい厚生年金か障がい共済年金が支給されます。また、厚生年金や共済年金に加入していた方の場合、年金の対象にならない軽い障がいでも、障がい手当金や障がい一時金が支給される場合があります。

【給付を受けるための要件】

障がい年金を受けるためには、初診日に年金に加入していることと、一定の保険料の納付があること、一定の障がいの状態にあることなどの要件を満たしている必要があります。

【相談の窓口】

- ・ 初診日に国民年金に加入…市区町村の国民年金担当課
- ・ 初診日に厚生年金に加入…勤務先を管轄する年金事務所
- ・ 初診日に共済年金に加入…各共済組合

◆生活福祉資金貸付制度

【制度の概要】

低所得の世帯、介護が必要な方のいる高齢者世帯、障がい者世帯などに対し、資金の貸付けを行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的に、都道府県社会福祉協議会が行なう貸付制度です。使用する目的によって、貸付条件や限度額が決められています。負傷または疾病の療養に必要な経費を対象にした貸付や、一時的に著しい生活困窮に陥った時の貸付、失業や減収により生計維持が困難になった時の貸付などがあります。

【貸付資金の種類】

福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、
不動産担保型生活資金、小口生活資金

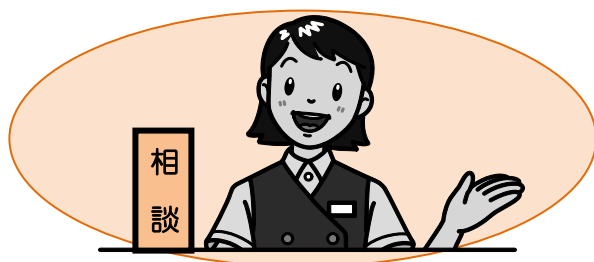
【貸付金利子】

- ・連帯保証人を立てる場合は無利子。
- ・連帯保証人を立てない場合は年 1.5%。

(ただし、教育のための資金、一時的に生活に困窮した場合の資金については、無利子です)

【相談窓口】

- ・大阪市外の方…お住まいの地域の社会福祉協議会
- ・大阪市内の方…各区役所の保健福祉センター



◆生活保護制度

【制度の概要】

生活に困っている人に対して、厚生労働大臣が決定した健康で文化的な最低限度の生活を保障するために必要な給付を行うとともに、その人が自立して生活ができるように援助することを目的とした制度です。保護の対象者は、人種・信条・性別・社会的身分等に関わらず、生活に困窮しているという経済的状態の方を対象としています。

【保護の前提となる要件】

生活保護制度には前提として、「補足性の原理」という要件があります。「補足性の原理」とは、資産・能力その他利用できるあらゆる物を活用した上で、なお生活ができない場合に限って初めて制度の利用が可能となるものです。たとえば以下のような場合を言います。

- 土地、家屋、預貯金、有価証券、生命保険等の各種保険、自動車、貴金属類、等などの資産がある場合は、売ったり解約してその生活費に充てなければなりません。
- 働くことができる状況がある場合は、働き生活費を得る努力をする必要があります。
- 親子、兄弟姉妹、親族など民法上の扶養義務者からの援助を考慮しないといけません。
- 他の法律で対応できる場合は、まずその利用を優先する必要があります。

【助成の内容】

世帯員の年齢や人数、お住まいの市町村により国で決めている基準が世帯の収入に比べて不足分がある場合、保護費として金銭または現物などで給付されます。

社会生活を営む上では、食費のみならず諸経費が必要です。そのため、8種類の扶助を設け、その世帯が必要とされる項目を合計したも

のが最低生活費として計算されます。

扶助の種類	支給内容	生活を営む上で生じる費用
<u>生活扶助</u>	基準額は、(1) 食費等の個人的費用、(2) 光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。特定の世帯には加算があります(母子加算等)	日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)
<u>住宅扶助</u>	定められた範囲内で実費を支給	アパート等の家賃
<u>教育扶助</u>	定められた基準額を支給	義務教育を受けるために必要な学用品費
<u>医療扶助</u>	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)	医療サービスの費用
<u>介護扶助</u>	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)	介護サービスの費用
<u>出産扶助</u>	定められた範囲内で実費を支給	出産費用
<u>生業扶助</u>	定められた範囲内で実費を支給	就労に必要な技能の修得等にかかる費用
<u>葬祭扶助</u>	定められた範囲内で実費を支給	葬祭費用

【相談窓口】

生活保護制度の申請窓口は、お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当課です。お住まいの福祉事務所が不明な場合は、市役所へお問い合わせください。

がんと仕事

◆はじめに

ある研究班ががん患者約 400 名を対象に調査*したところ、がんと診断された時点で、約 76%の方が「これまでの仕事を続けたい」と回答しておられます。また同じ調査では、仕事を継続したいと望まれても、仕事を替えた、解雇された、廃業した、依願退職したと回答された方もあり、がんを抱えながら仕事を続けることの難しさも浮き彫りになっています。この冊子をお読みになっているご本人、ご家族の中にもがんと仕事のことで悩みを抱えておられる方がいらっしゃるかもしれません。

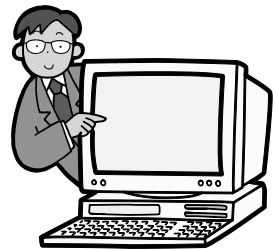
*東京大学医療政策人材養成講座 4 期生 桜井班による

◆仕事と生活費・医療費

「仕事」と一口に言っても、私たちにとって「仕事」は様々な側面をもっています。主には「生計を立てるため」の側面や「生きがい、やりがい」という側面などが考えられます。

特に生計を立てる、収入を得るための仕事と、がんの治療とをどのように両立させるかということは、治療費や生活費と直結する課題であり、避けて通れない大きな課題です。

- 健康保険の高額療養費制度→医療費のページ (p 13) をご覧ください
- 傷病手当金→医療費のページ (p 17) をご覧ください



◆復職・就職…まず、相談を

がんを抱えながら生活し仕事を続ける、または新たに仕事を見つきたい。このようなときにご不安はありませんか？

身体のこと、体力のこと、職場での仕事内容のこと、上司や同僚との関係のこと、収入のこと、治療費のこと、制度利用のこと、気持ちのこと、など様々な種類の不安が頭をよぎるかもしれません。そんなとき独りで抱え込まずに相談できる人や窓口を探しましょう。

●職場で

職場で信頼できる上司や人事担当者、また職場によっては嘱託や専属の「産業医」と呼ばれる医師とお身体のことをふまえて相談することも考えてみてください。

■産業医とは…労働衛生について定められた研修等を修了した医師

●医療機関で

また、入院、通院している医療機関の主治医、看護師や相談部門、相談支援センターなどで相談することもできます。相談支援センターなどでは主に看護師やソーシャルワーカー等が、身体のことを踏まえて、仕事との両立について相談に応じてくれます。相談の内容に応じて、主治医との情報交換や職場との関係調整などを、患者さんご家族と一緒に進める場合もあります。

■大阪府内のがん診療拠点病院には相談支援センターなどが設置されています。(p10)

●当事者団体など

がんを体験した人が集う患者会などでは、復職や再就職についての体験談が聞ける場合もあります。もちろん病状や治療、仕事の種類など当事者によって個人差がありますが、体験談をヒントにご自身の場合にも活かせることが見つかるかもしれません。

●行政機関の窓口

大阪府総合労働事務所（労働相談）

「解雇・退職勧奨」「退職金」「休職」など働くうえでのさまざまな相談をお受けしています。

- 受付時間は、月曜日～金曜日（9:00～17:45 夜間相談日も設定されています）
- 問合せ先 大阪府総合労働事務所 TEL 06-6946-2600
 同事務所北大阪センター TEL 06-6872-3030
 同事務所南大阪センター TEL 072-233-6821
- ホームページ
<http://www.pref.osaka.jp/sogorodo/soudan/>

J O B プ ラ ザ O S A K A

働く意欲と能力がありながら就労にあたり様々な困難な要因を抱えている方や、市町村から誘導のあった方などを対象とした就職相談・キャリアカウンセリング・各種セミナー等のほか求人開拓を含めた職業紹介を実施しています。ご利用には予約が必要となりますので、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

- 問い合わせ 06-6910-3765（開館時間 9:00～20:00 休館日は年末年始のみ）
- ホームページ <http://www.jobplazaosaka.jp/>

地域就労支援センター

身近な行政機関である市町村が地域にある各種の関係機関と連携することにより、様々な課題を抱え雇用や就労を実現できない方々の雇用・就労を支援する地域就労支援事業を実施しています。（職業紹介や就職斡旋を行う事業ではありません。）各市町村の地域就労支援センターでは就労支援コーディネーターが求職や雇用に関する相談に対応しています。

【仕事ができなくなった、仕事をやめたい、やめるときは】

就労できなくなった場合、仕事をやめる場合、やめなければならない場合などには、療養中や離職後の経済的な課題がまず思い浮かぶことと思います。健康保険や年金など公的な制度による経済的支援が受けられる場合があります。

在職のまま業務外の負傷、疾病の療養をする場合・・・傷病手当金
障がいが残った場合・・・障がい厚生年金、障がい基礎年金
離職後、就労が可能で再就職をめざす場合・・・雇用保険
離職後、当面、収入のメドがたたない場合・・・生活保護

【雇用保険】

雇用されていた方が離職した場合に、失業中の生活を心配しないで再就職活動ができるよう、一定の要件を満たせば雇用保険の基本手当を受けることができます。

受給するためには、ご本人の住所を管轄するハローワークへ求職申込みや離職票の提出などの手続きが必要です。

●要件とは

- ① 就職をする意思と能力があり、かつ積極的な求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない「失業の状態」にあること。
- ② 離職の日以前2年間に、雇用保険の被保険者であった期間のうち、11日以上働いた完全な月が通算して12カ月以上あること。

※倒産・解雇等により離職された方は、離職の日以前1年間に、被保険者であった期間のうち、11日以上働いた完全な月が通算して6カ月以上ある場合でも可能です。

●受給できる日数は

雇用保険の基本手当を受給できる日数は、離職時の年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職理由などによって90日～360日の間で決定されます。

(離職理由によって、支給が開始される時期が異なります。)

●病気や家族の介護のため、離職したときは

本人の病気や家族の介護のために離職後引き続き30日以上職業に就くことができない場合には、本来の受給期間(離職日の翌日から1年)＋職業に就くことができない状態の日数(最長3年間)が受給期間となります。

受給期間を延長するためには、職業に就けない状態の31日目から1か月以内に本人の住所を管轄するハローワークへの手続きが必要です。[郵送や代理人(委任状が必要)による手続きも可能です。]

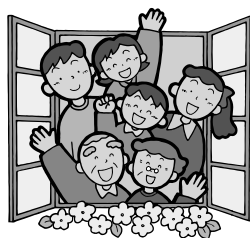
※所定給付日数は、変更されません。

●求職活動や就労ができるかどうか

雇用保険の受給は、「要件とは」の項目にあったように就職をする意思と能力があり、かつ積極的な求職活動を行うことが前提となっています。

受給にあたっては、ご自身の身体の状態を含め、医師の診断、説明を受けたうえで、求職活動や就労が可能な場合には、住所を管轄するハローワークに相談をしてください。

自宅で療養するには



①介護・生活面

がんになってもあなたらしく暮らせるように、
自宅療養を支える制度やサービスなどについて紹介します。

◆身体障がい者手帳についての相談・申請

身体障がい者手帳は、病気やけがで一定の障がいがあり、その障がい「障がい固定」と認められた場合、様々な福祉サービスが受けられる制度です。介護保険制度と重なるサービスは介護保険制度が優先されます。

対象となる方	視覚、聴覚、平行機能、音声・言語機能、咀嚼機能 ^{そしゃく} 、肢体、心臓機能、腎臓機能、呼吸機能、膀胱又は直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能障がいと認定された方
手続き方法	主治医に身体障がい者手帳に該当するか否かを確認し（かかっている病院に認定医がいない場合は、市町村福祉担当課で認定医のいる病院を教えてください）、各市町村福祉担当課で受け取った診断書を、医師に記載してもらい、各市町村福祉担当課に申請します。
利用できるサービス	運賃の割引、税金の控除、自立支援医療、日常生活用具の給付(介護ベッド、マット、蒸気吸入器、電気式痰吸引器等)、補装具(車いす、人工喉頭等)の給付、ホームヘルパー、ショートステイ 等々 *障がいの種類や程度、お住まいの市町村によって受けられるサービスは異なる場合があります。
問合せ先	各市町村福祉担当課

■大阪府のホームページ 福祉の手引き

<http://www.pref.osaka.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html>

◆介護保険についての相談・申請



介護保険は、介護が必要となった時にでも
安心して日常生活が過ごせるよう支援する制度です。

対象となる方	①65 歳以上 または ②40～64 歳の治療が難しいがん（余命 6 ヶ月程度）、加齢に伴う脳血管疾患や初老期認知症などの特定疾病と診断された方で、日常生活において介護が必要もしくは要介護状態にならないために適切なサービスが必要な方。
申請方法からサービス利用まで	住民票のある市町村へ申請すると、原則 30 日以内に認定結果が通知されます。その認定結果をもとに心身の状況に応じて希望する必要なケアプランをたて、サービス開始となります。 （認定通知前にサービス利用を希望する場合は、 <small>さんてい</small> 暫定プランが利用できる場合があります。）
利用できるサービス	決められた限度額内であれば、利用サービスの 1 割が自己負担となります。 訪問介護、通所リハビリテーション、訪問入浴、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費の支給、住宅改修費支給、短期入所、施設入所 等々
申し込み・問い合わせ先	各市町村介護保険担当課 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等でも相談できます。

■大阪府庁ホームページ 介護保険の目的としくみ
<http://www.pref.osaka.jp/kaigoshien/kaigo/shikumi.html>

■大阪府介護サービス情報公表センター
<http://www.osaka-kaigohoken-kohyou.jp/>

◆高齢福祉サービスについて

高齢者の方を対象とした福祉サービスです。

利用できるサービス例	緊急通報システム、配食サービス、訪問理容、軽度生活援助事業、電気調理器・介護用品給付、火災報知器など日常生活用具の給付等々
問い合わせ先	各市町村の高齢福祉担当課

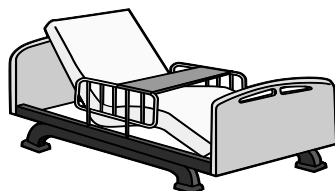
※利用できるサービス、対象者、自己負担額などは各市町村によって異なる場合があります。

◆その他の福祉用具の貸し出し

貸し出し物品例	車椅子やベッド、車椅子対応自動車など（車椅子対応自動車貸出事業は運転ボランティアを派遣してくれる場合もあります。）
問い合わせ先	各市町村の社会福祉協議会

※貸出品、対象者、貸出期間、自己負担額などは各市町村によって異なる場合があります。介護認定されている方は、介護保険の福祉用具貸与（車椅子やベッド、杖などがレンタルできるサービス）がありますので、担当のケアマネージャーとご相談ください。

その他、介護保険などの公的な制度を利用しない一般レンタルもあります。



◆ 認知症などで支援が必要な場合の相談・申請

認知症や知的障がい・精神障がい等により、日常生活を営むのに支障がある判断能力の方に対し、権利や財産を守り、自立を支援するなどして、暮らしの安心をお手伝いする制度です。

日常生活 自立支援事業	福祉サービスを利用するための相談や手続き、日常生活に必要な費用の支払いや預貯金の出し入れ、通帳や印鑑、証書の預かり等のお手伝いをする制度です。
問い合わせ先	各市町村の社会福祉協議会

■ 大阪後見支援センター あいあいねっと

<http://www.osakafusyakyō.or.jp/kouken/index.html>

成年後見制度	<p>預貯金や不動産などの財産管理、施設への入退所の契約手続きなど、ご本人に代わって法的な権限を与えられた『成年後見人等』が行うことによって、ご本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。</p> <p>なお、本人の判断能力によって、後見（判断能力が全くない）、保佐（判断能力が特に不十分）、補助（判断能力が不十分）の区分があり、区分に応じて、同意、取消や代理の範囲などが決められます。</p>
問い合わせ先	管轄地区の家庭裁判所

■ 大阪府ホームページ 成年後見制度について

<http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/kouken/index.html>

◆子どもを世話する人がいない場合



外来受診や入院などにより、一時的に子どもの世話ができず依頼できる人もいない場合に、認可保育所の一時預かりや、登録会員宅で保育園の送迎を含めて預かるファミリーサポート、入所では養護施設、乳児院等があります。

問い合わせ窓口	各市町村役所の子育て担当課、子ども家庭センター、ファミリーサポートセンター、保育所など
---------	---

◆がん患者の家族の宿泊施設

遠方から治療に来ている場合、病院に付き添う家族の宿泊費用が高額にかかるため、がん患者の家族が安価な費用で宿泊できる施設があります。

(財)がんの子供を守る会 アフラック ペアレンツハウス大阪	受診医療機関の限定なし、小児がん患者の家族 http://www.aflacparentshouse.jp/ Tel.06-6263-1415
守口ぶどうのいえ	受診医療機関の限定なし、がん患者の家族 Tel.06-6992-3307

※この他にも小児がん患者の家族の宿泊施設はありますが、多くは病院が指定されています。詳しくは以下の、日本ホスピタル・ホスピタリティ・ハウス・ネットワークのHPから検索できます。

<http://www.jhhh.jp/jhhhnetwork/index.html>

◆介護タクシー・民間救急タクシー

病院から退院・転院する場合や、在宅療養中に外出する場合、車いすやストレッチャーのまま乗れる介護タクシーや、酸素や点滴などの医療機器の装備があり、看護師や救急救命士が同乗する民間救急タクシー等が利用できます。詳しくは、お近くの相談支援センターにお問い合わせください。

②医療・看護面

◆在宅医療

自宅で療養する時に、医療処置や管理が必要な場合、医師や訪問看護師がご自宅に訪問する、在宅医療を受けることができます。在宅医療では、下記のような医療・看護が受けられます。

在宅医療で受けられる医療処置・管理	痛みのコントロール・点滴・人工肛門や人工膀胱の管理・経管栄養（胃ろう、経鼻栄養、IVH ポート）の管理・在宅酸素、人工呼吸器、気管切開の管理・血液検査・全身状態の管理・床ずれの手当て・本人や家族の不安の緩和等
-------------------	--

【往診・訪問診療】

在宅医療を選択される時には、診療計画に基づいた定期的な訪問診療や、緊急時や夜間など求めに応じて診察する往診を受けられる体制が必要となります。24 時間体制で、医師が自宅に訪問する往診を実施している在宅療養支援診療所は、下記ホームページから検索できます。
※受けられる医療内容については問い合わせによる確認が必要です。

WAM NET (ワムネット) 独立行政法人 福祉医療機構 作成	トップページから「医療」を選択し、「病院・診療所検索」で、「在宅療養支援診療所」をチェックし、住所を入力してください。 http://www.wam.go.jp/iryo/
末期がんの方のための在宅ケアデータベース	お住まいの都道府県、市町村を選択してください。機関ごとの概要、受け入れ要件、ケアの内容などが紹介されており、在宅での看取りまで実施している機関が多く掲載されています。 http://www.homehospice.jp/db/db.php

【訪問看護】

看護師が自宅を訪問し、在宅医療の面でのサポートとともに福祉・介護とも連携し、ご自宅で穏やかに安心した生活を維持できるように提供するサービスを「訪問看護」といいます。この訪問看護を提供する施設を「訪問看護ステーション」といいます。訪問看護に関する情報は、下記ホームページから検索できます。



大阪府訪問看護ステーション 協議会	http://www.daihokan.jp
社団法人 全国訪問看護事業協会	http://www.zenhokan.or.jp

※利用する公的保険の種類によって基本料の割合が異なります。

必要な訪問看護サービスの内容や緊急時の体制なども含め、事前に相談が必要です。

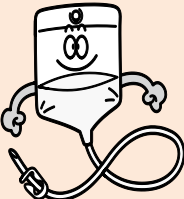
◆訪問リハビリテーション

在宅療養中に通院が困難な場合、理学療法士、作業療法士などが自宅に訪問する訪問リハビリテーションを受けることができます。訪問リハビリテーションを実施している機関は、下記のホームページから検索できます。

WAM NET (ワムネット) 独立行政法人福祉医療機構のHP	トップページから「介護」を選択し、地域を選択し、「訪問リハビリ」をチェックしてください。 http://www.wam.go.jp/kaigo/
大阪府介護サービス情報公表センター	利用者がより良いサービスの選択ができるよう、サービス事業所が都道府県知事に報告し調査された情報を公表しています。 http://www.osaka-kaigohoken-kohyou.jp/

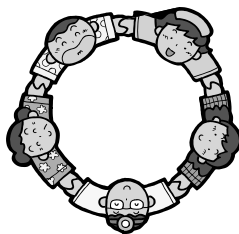
◆在宅療養を支える医療用具・機器

医療処置が必要となっても、医師や看護師などのサポートを受けながら自宅で過ごす事ができます。

酸素が必要	自宅に在宅酸素の機械を設置し、長いカニューレを使用すれば屋内の移動も可能です。外出時は携帯用ボンベを使用して移動することもできます。在宅酸素の機器については、レンタルする事ができます。
食事が取れなくなって、点滴が必要 	往診の医師や看護師が自宅へ訪問し、点滴を行うことができます。 中心静脈栄養（IVH）をされている場合は、医師や看護師の指導を受けたご本人ご家族が、輸液をつなぎかえる事等もできます。 また、輸液ポンプを使用すれば、輸液を高い位置に設置する必要はなく、鞆などに輸液をいれて外出する事も可能です。
吸引や吸入が必要	医師や看護師の指導のもと、ご本人やご家族が自宅で吸入や吸引を行う事も可能です。 吸引器や吸入器は購入やレンタルができます。外出時に必要な場合は、携帯型のものもあります。
痛みのコントロールが必要	医療用麻薬の使用が必要になっても飲み薬や坐薬、貼り薬だけでなく、点滴でも PCA ポンプやバルーン型ポンプなどを使用して疼痛管理が行えます。

※自宅での医療処置を行うには必ず医師の指示が必要です。

また、患者さんの心身の状態によって、在宅での医療処置が困難な場合がありますので、必ず主治医とご相談ください。

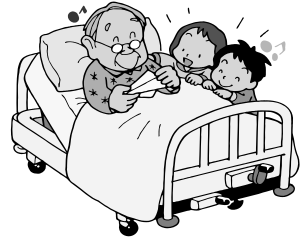


③在宅療養の相談窓口

地域での療養生活についての相談機関やサポート機関は、下記のようなところがあります。

がん診療連携拠点病院の相談支援センター	がんに関する相談が無料でできます。 がん診療連携拠点病院で診療を受けていない人でも、相談が可能です。 (P10 大阪府内がん相談支援センター一覧を参照ください)
病院の相談室	病院では相談室（病院によって名称が異なります）があり、ソーシャルワーカーや看護師が、在宅医療や介護、医療費に関する相談等に応じています。
在宅療養支援診療所	24 時間体制で連絡を受け、医師または看護師が訪問する体制をとっている診療所です。 WAM NET http://www.wam.go.jp/iryo/
地域包括支援センター	保健師や社会福祉士、主任ケアマネージャーなどの専門的スタッフが中心となって、地域の高齢者や介護保険の利用者の在宅生活を支援する窓口です。 WAM NET http://www.wam.go.jp/kaigo/
居宅介護支援事業所	ケアマネージャーが、在宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス提供事業者との連絡調整を行う事業所です。 WAM NET http://www.wam.go.jp/kaigo/

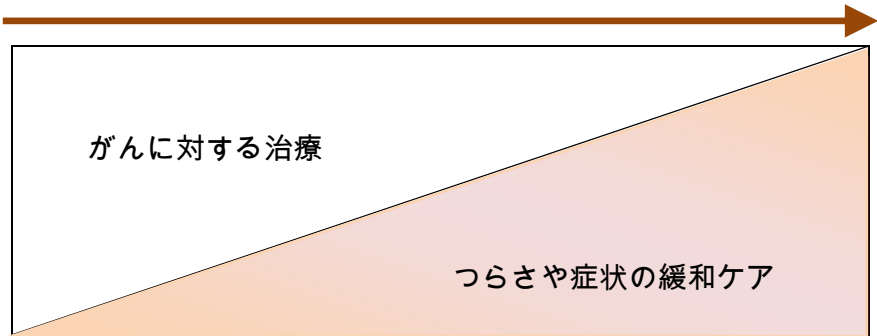
緩和ケアについて



◆緩和ケアとは

緩和ケアは、がんの治療ができなくなった人のための最後の医療であると誤解されがちですが、がんの療養の経過中を通じていつでも受けることができます。緩和ケアは、がんに伴って起こるさまざまな痛みや苦しさを和らげるための医療です。緩和ケアでは、痛みや息苦しさなどの身体の苦痛に対する医療と心の苦しさにに対する医療を受けることができます。

がんの経過



がんに対する治療と並行して緩和ケアを行い、状況に合わせて緩和ケアの割合を変えていく

(出典:国立がん研究センターがん対策情報センター「がんの療養と緩和ケア」)

◆緩和ケアを受ける方法は3通りあります。

①緩和ケアチームによる対応

緩和ケアチームは、がんの入院治療中に生じるさまざまな問題について「支援」するためのチームです。特別な病棟として存在するのではなく、患者さんが入院している病室に伺って、主治医と情報を共有しながら診療を行う病棟訪問型のサービスです。チームのメンバーは、医師・看護師・薬剤師・ソーシャルワーカーなどです。現在診療を受けている医療機関に緩和ケアチームが活動しているかどうかは各病院にお尋ねください。

※がん拠点病院では緩和ケアチームが活動しています。

②緩和ケア病棟やホスピスへの入院

がんの治療を目指した積極的な治療が困難となり、緩和ケア病棟（ホスピス）への入院を希望する場合、早めの家族面談・診療・入院申し込みが必要です。国が定めた体制や設備などの基準を満たした「緩和ケア病棟」を持つ病院に限られるため、入院待ち期間（施設により2週間～3ヶ月）が生じます。入院待ちの間、在宅療養に対応し、外来通院で緩和ケアを行う「ホスピス外来」を開設しているところもあります。緩和ケア病棟に入院すると退院ができないと誤解されている場合がありますが、症状が落ち着いていれば退院してご自宅での療養を継続することもできます。

③自宅での訪問診療や訪問看護などの在宅医療

「自宅での療養生活」 P27 参照

※緩和ケアを受けるための条件としては、患者さん・ご家族が緩和ケアを希望していることを原則とし、患者さんが病名・病状について理解していることが望ましいとされています。

◆緩和ケア病棟のある病院（大阪府下）

病 院 名	淀川キリスト教病院（ヨトガワキリストキョウ ヒョウイン）		
住 所	大阪市東淀川区淡路 2-9-26		
窓口電話番号	06-6324-6587（直通）		
総病床数	607 床	緩和ケア病床数	21 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	個室・総室

病 院 名	湯川胃腸病院（ユカワイチャウ ヒョウイン）		
住 所	大阪市天王寺区堂ヶ辻 2-10-2		
窓口電話番号	06-6771-4861（代表）		
総病床数	84 床	緩和ケア病床数	24 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	全室個室

病 院 名	高槻赤十字病院（タツキセキジ ユウジ ヒョウイン）		
住 所	高槻市阿武野 1-1-1		
窓口電話番号	072-696-0571（代表）		
総病床数	446 床	緩和ケア病床数	20 床
病棟形式	院内独立型	病室の形式	全室個室

病 院 名	阪和第二泉北病院（ハンワダニセンボク ヒョウイン）		
住 所	堺市中区深井北町 3176 番地		
窓口電話番号	072-277-1403（直通）		
総病床数	969 床	緩和ケア病床数	21 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	個室・総室

病 院 名	耳原総合病院 (ミハラソウゴウ ヒョウイン)		
住 所	堺市堺区協和町 4 丁 465		
窓口電話番号	072-241-0501(代表)		
総病床数	374 床	緩和ケア病床数	23 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	個室・総室

病 院 名	岸和田盈進会病院 (キワダエイシンカイ ヒョウイン)		
住 所	岸和田市中井町 1-12-1		
窓口電話番号	072-443-0081 (代表)		
総病床数	157 床	緩和ケア病床数	16 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	個室・総室

病 院 名	ガラシア病院 (ガラシア ヒョウイン)		
住 所	箕面市粟生間谷西 6-14-1		
窓口電話番号	072-729-2345 (代表)		
総病床数	115 床	緩和ケア病床数	23 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	全室個室

病 院 名	彩都友絃会病院 (サイトユウケンカイ ヒョウイン)		
住 所	茨木市彩都あさぎ 7-2-18		
窓口電話番号	072-641-5968 (直通)		
総病床数	210 床	緩和ケア病床数	40 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	個室・総室

病 院 名	千里中央病院 (セリチュウオウカ ビョウイン)		
住 所	豊中市新千里東町 1-4-3		
窓口電話番号	06-6834-1130 (直通)		
総病床数	400 床	緩和ケア病床数	25 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	個室・総室

病 院 名	星ヶ丘厚生年金病院 (ホシカケカマコセイネンキン ビョウイン)		
住 所	枚方市星丘 4-8-1		
窓口電話番号	072-840-2641 (代表)		
総病床数	580 床	緩和ケア病床数	16 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	個室・総室

病 院 名	小松病院 (コマツ ビョウイン)		
住 所	寝屋川市川勝町 11-6		
窓口電話番号	072-823-1521 (代表)		
総病床数	210 床	緩和ケア病床数	18 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	全室個室

病 院 名	大阪市立総合医療センター (オサカシツツウゴウリョウウセンター)		
住 所	大阪市都島区都島本通 2-13-22		
窓口電話番号	06-6929-1221 (代表)		
総病床数	1063 床	緩和ケア病床数	24 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	全室個室

病 院 名	和泉市立病院 (イヰミシツ ヒョウイン)		
住 所	和泉市府中町 4-10-10		
窓口電話番号	0725-41-1331 (代表)		
総病床数	307 床	緩和ケア病床数	22 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	個室・2 人部屋

病 院 名	多根総合病院 (タネコウゴウ ヒョウイン)		
住 所	大阪市西区九条南 1-12-21		
窓口電話番号	06-6585-2780 (代表)		
総病床数	304 床	緩和ケア病床数	20 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	個室・総室

病 院 名	大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター (オサカフリツコキウキ・アレルギー イリョウセンター)		
住 所	羽曳野市はびきの 3-7-1		
窓口電話番号	072-957-2121 (代表)		
総病床数	500 床	緩和ケア病床数	20 床
病棟形式	院内病棟型	病室の形式	全室個室

※大阪府下のホスピス緩和ケア病棟には以下の病棟形式があります。

- ・ 院内病棟型：病院内の一病棟としてホスピス緩和ケア病棟を持っている病院
- ・ 院内独立型：病院の敷地内に、独立した建物としてホスピス

セカンドオピニオンを受けたいとき

◆セカンドオピニオンとは

主治医以外の医師に、診療方針や治療についての意見を聞くことをいい、その意見を参考に、自ら治療方法を選択して決定するためのものです。健康保険の適用外になることが多く、費用も医療機関によって多少の差があります。セカンドオピニオンは患者本人の意思により、納得して受けていただくことが大切です。

◆セカンドオピニオンを受ける際の注意事項

- すでに主治医から確定診断を受け、現病状についてきちんと説明を聞いていること。
- 患者本人の意思があり、同意を得ていること。
- 診察や検査など診療行為を目的としていないこと。
- 転院を希望、主治医に対する不満、医療事故や裁判に関連した相談ではないこと。
- セカンドオピニオンを目的とした紹介状や資料を揃えることができること。

◆受診に必要なもの

- 主治医が書いたセカンドオピニオンを目的とした紹介状（診療情報提供書）
- セカンドオピニオンに必要なレントゲンフィルム、検査データなど資料一式
- 申込書（各医療機関により指定の様式がある場合はそれを使用）
- 同意書（医療機関により異なる）
- 本人もしくは家族の健康保険証など身分証明証が必要な場合がある。

◆セカンドオピニオン実施医療機関一覧

がん診療連携拠点病院 14 医療機関

病院名・連絡先	時間	料金	所在地
大阪府立成人病センター 06-6972-1181(代)	45分	21,000円	大阪市 東成区
市立豊中病院 06-6858-3597(直)	60分	21,000円	豊中市
大阪大学医学部附属病院 06-6879-5080(直)	60分	31,500円	吹田市
大阪医科大学附属病院 072-683-1221(代)	60分	31,500円	高槻市
関西医科大学附属枚方病院 072-804-2742 (地域医療連携部)	30分	15,750円	枚方市
東大阪市立総合病院 06-6783-3466(直)	30分	10,500円	東大阪市
近畿大学医学部附属病院 072-366-0221(代)	60分	31,500円	大阪狭山市
大阪南医療センター 0721-53-5761 (地域医療連携室)	30分	10,500円	河内長野市

病院名・連絡先	時間	料金	所在地
大阪労災病院 072-255-8076(直)	30分	5,250円	堺市北区
市立岸和田市民病院 072-441-8825(直)	60分	15,750円	岸和田市
大阪市立総合医療センター 06-6929-3632(直)	60分	21,000円	大阪市 都島区
国立病院機構 大阪医療センター 06-6946-3516(直)	30分	10,500円	大阪市 中央区
大阪赤十字病院 06-6774-5132(直)	60分	21,000円	大阪市 天王寺区
大阪市立大学医学部附属病院 06-6645-3399(直)	60分	31,500円	大阪市 阿倍野区

※上記以外にも大阪府指定のがん診療拠点病院では、セカンドオピニオンに対応できる体制を持っています。詳しくは対象の医療機関にお問い合わせください。

※セカンドオピニオン終了後は、紹介元の主治医に宛てたお返事と、返却資料(フィルム・病理標本など)を受取り、今後の治療については紹介元の主治医とよくご相談ください。

インターネットで情報を探す

病気が疑われ医療機関にかかる段階から、治療を始めてその後の療養生活に至るまで、知りたい情報を手に入れる手段としてインターネットが普及している現在では、いつでもどこでも様々な情報が手に入るようになってきました。ただし、インターネットを使って病気や医療に関する情報を活用するには、その情報の正確さを自分で判断することが大切です。そこで、インターネットの情報を活用する際に気をつけたいポイントの内、いくつかをご紹介します。

- ・その情報はいつ作られたものですか？
(情報が発信された日付を確認する)
- ・その情報は科学的な根拠に基づいて作成されていますか？
(体験談や印象で判断しない)
- ・情報の提供主体は明確にされていますか？
- ・公益性があり、社会的に信頼できる主体から提供されていますか？
- ・特定の商品を勧めたり、購入を促してはいませんか？
(営利目的に作られた情報は要注意)



◆がん医療の動向や政策についてわかるサイト

厚生労働省ホームページ	日本の医療政策の動向、がん対策基本法に基づくがん医療政策や、国の取り組みの様子を知ることができます。先進医療に関する資料なども閲覧できます。
http://www.mhlw.go.jp/index.shtml	

大阪府ホームページ	大阪府が行う健康・医療に関する政策について知ることが出来ます。がん対策推進基本計画における大阪府の状況や、がん対策や肝炎対策、がん検診や禁煙対策など大阪府の取り組みがわかります。
http://www.pref.osaka.jp/life/list2.php?ctg03_id=1&ctg02_id=1	

日本医療政策機構	市民主体の医療政策の実現を目指す、非営利・中立の民間シンクタンクとして設立され、市民が参加して政策提言をする取り組みなどの活動状況を知ることが出来ます。
http://www.healthpolicy-institute.org/	

◆各種がんについての情報や標準的治療に関する情報サイト

国立がん研究センター がん情報サービス	各種のがんについて、がんが疑われたときから治療後の生活に至るまで、その時点で必要と思われる情報が閲覧できます。各種がんに関する冊子も発行されています。
http://ganjoho.ncc.go.jp/public/index.html	

日本対がん協会	がんの知識の普及、啓発や、がん検診によるがん予防運動を全国的に展開しています。ここではがんの予防やがん医療に対する情報を得ることができます。
http://www.jcancer.jp/	

PDQ がん情報サイト	米国国立がん研究所 (NCI) が提供している最新治療情報や成績、臨床研究の情報、がんに使われる標準治療薬や支持療法薬といった、最新かつ包括的な情報を配信するサイトです。
http://cancerinfo.tri-kobe.org/	

M. D. アンダーソン がんセンター 日本語公式サイト	M. D. アンダーソンがんセンターが何百件と実施している、新しい医薬や治療の臨床試験の情報等を配信しているサイトです。また治療を受けた方の闘病記なども掲載されています。
http://www.mdanderson-jp.org/	

大阪府立成人病センター がん情報提供コーナー	大阪府立成人病センターが提供しているがんに関する情報提供サイト。大阪府のがん診療の状況や、がん診療拠点病院に関する情報、がんの治療に関する一般情報など分かりやすく紹介しています。病院の検索もできます。
http://osaka-gan-joho.jp/	

静岡県立がんセンター がんよろず相談	がんの療養に関して、患者自身の状況と同様の内容の相談について検索ができます。その中から療養に関するヒントを得たり、問題解決のひとつの手段として活用することができます。
http://www.scchr.jp/	

<p>癌研有明病院がんの知識</p>	<p>各種がんの診断や治療に関する情報、治療中の食事に関すること、がんの痛みに対する対処方法や緩和ケアについての情報を得ることができます。</p>
<p>http://www.jfcr.or.jp/hospital/conference/cancer/index.html</p>	

<p>医薬品医療機器情報提供 ホームページ</p>	<p>医薬品・医療機器等に関する最新の情報を提供しているサイトです。薬の添付書や副作用情報等検索できます。また、医師から処方された薬や一般用医薬品（OTC薬）に関するくすり相談や医療機に関する相談なども行っています。</p>
<p>http://www.info.pmda.go.jp/</p>	

◆地域の医療機関などについての情報が得られるサイト

<p>大阪府医療機関情報システム</p>	<p>大阪府が運営している府内の医療機関に関する情報サイト。自宅住所から範囲を指定しての医療機関検索や、救急告示病院の検索など、様々な条件を指定して医療機関を絞り込むことができます。</p>
<p>http://www.mfis.pref.osaka.jp/apqq/qq/men/pwtpmenult01.aspx</p>	

<p>けんぽれん病院検索サイト ほすびたる！</p>	<p>健康保険組合連合会が運営するサイトで、全国の医療機関の検索ができます。疾患別、病床の種類別など条件による検索ができます。</p>
<p>http://www.kenporen-hios.com/reference/whatsnew/site_top_init.do</p>	

WAM NET(ワムネット)	WAM NET は、独立行政法人福祉医療機構が運営している保健・福祉・医療の総合情報サイトです。介護保険の事業者情報や事業所検索、全国の病院検索などができます。
http://www.wam.go.jp/	

◆療養生活をサポートするための情報サイト

日本ホスピス・在宅ケア研究会	ホスピスケア在宅ケアについて医療従事者や市民、患者、家族が同じ立場で話し合い、学ぶ場を設定しています。会の活動状況や、在宅ケア研究会に参加する在宅ケア医の情報を得ることもできます。
http://www2.toshiseikatsu.net/hospice/	

末期がんの方の在宅ケアデータベース	お住まいの地域別に、在宅療養支援診療所の所在地や、その医療内容が分かる情報サイトです。がんの初期から症状にあわせた在宅ケアが対応可能場合もあります。
http://www.homehospice.jp/db/db.php	

いいなステーション	主な活動として患者図書室などの整備や、全国の患者会情報の提供などを行っている主体です。がんの闘病記に関する書籍の情報や、患者の闘病記に関するサイトも紹介しています。
http://www.e7station.com	

<p>NHK オンライン がんサポートキャンペーン</p>	<p>がん医療の向上と、患者・家族のサポートを目的に2004年末から2006年3月まで展開された NHK がんサポートキャンペーンのサイトです。がんの体験談や食べやすい料理のレシピ集、医療用語の解説や、病気に関する情報など、幅広くわかりやすく掲載されたページです。</p>
<p>http://www.nhk.or.jp/heart-net/support/</p>	
<p>ライフパレット</p>	<p>みんなでつくっていくことをコンセプトに患者自身が参加するコミュニティサイトです。患者自身が書くダイアリーや、病気と暮らしに関しての情報、病気体験記や体験 Q&A などが閲覧できます。</p>
<p>http://lifepalette.jp/</p>	

※インターネット情報サイトの中には、患者会活動を紹介しているサイトや、患者会がホームページサイトを運営しているものもあります。

また、ここに掲載されているサイトはごく一部です。内容やアドレスが変更される場合がありますので、確認の上でのご利用をお勧めします。



患者会や患者サロンについて

同じ経験を持つ患者さんの話を聞くことで、具体的に療養生活の知恵を得られたり、気持ちが楽になることがあります。また自分自身の体験が他の患者さんの役に立ち、その人を支えるということもあります。このように「患者同士が支え合うこと」は互いに大きな力になるといわれています。患者同士の支え合いの場として患者会、患者サロンなどがあります。

【患者会】

同じ病気や障害などの共通する体験を持つ人たちが集まり、自主的に運営する会です。互いの悩みや不安の共有、情報交換をしたり、社会に向けた活動をしている会もあります。特定のがんに限定しているところ、さまざまな種類のがんを対象にしているところがあります。

【患者サロン】

患者やその家族など、同じ立場の人が気軽に悩みや体験を語り合う交流の場のことです。患者や市民の要望を受けて、病院内や地域に設置されてきています。患者家族が主体に運営しているところ、医療者を中心に活動しているところなどがあります。

患者会、患者サロンなどの情報は地域のがん診療連携拠点病院の相談支援センターにお問い合わせください。会によって目的や活動内容が異なりますので、資料を取り寄せたり、電話で問い合わせるなどとよいでしょう。

がん患者のための地域の療養情報 大阪府版

《編集》

- 大阪府がん診療連携協議会 相談支援センター部会

《編集協力機関》

- 大阪府立成人病センター
- 市立豊中病院
- 大阪南医療センター
- 大阪市立総合医療センター
- 大阪市立大学医学部附属病院
- 高槻赤十字病院
- 八尾市立病院
- 大阪府立急性期・総合医療センター
- 近畿中央胸部疾患センター
- 大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課がん対策グループ

《問い合わせ先》

大阪府立成人病センター 相談支援センター

電話 06-6972-1123 (直)

がん患者のための地域の療養情報 大阪府版

2011年3月31日発行

2012年1月31日改定